

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審査請求の 趣旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
1	熊本県知事	熊本県天草市在住 47歳の男性	平.11. 3.25 左手が痺れて肉離 れする時がある。 腰・左足が痛み痺 れる	平.11. 9.24 (平.11.10.20) (平.12. 3.31)	平.12. 4.17	水俣病 認 定	棄 却 四肢末梢優位の感 覚障害、小脳性運 動失調、求心性視 野狭窄、中枢性眼 球運動障害等いず れの症候も認めら れない	審査請求人は、下記2及び 3の審査請求人の長男とし て本渡市(当時)で出生 昭和44年～平成2年、熊本 県天草郡(当時)に居住 平成2年以降、現在の天草 市に居住
2	同 上	熊本県天草市在住 72歳の女性	平.11. 3.25 歩行が困難な時が あり、足先の冷え が激しく、痺れる	平.11. 9.24 (平.11.10.20) (平.12. 3.31)	平.12. 4.17	水俣病 認 定	棄 却 四肢の感覚障害が 認められ、中枢性 聴力障害を示唆す る所見があると思 えられるが、小脳 性運動失調、求心 性視野狭窄等他の 症候は認められな い	審査請求人は、認定申請者 の妻 認定申請者は、大正3年韓 国で出生 昭和2年に日本に移住 昭和30年、熊本県本渡市 (当時)に居住 昭和44年、天草郡(当時) に居住 平成2年、本渡市(当時) に居住 認定申請者は、審査請求後 の平成12年11月死亡(享年 86歳) 認定申請者の妻が、審査請 求人地位を承継
3	同 上	熊本県天草市在住 72歳の女性	平.11. 3.25 時々頭痛がする。 腰が痛み、右足の 指が痺れる	平.11. 9.24 (平.11.10.20) (平.12. 3.31)	平.12. 4.17	水俣病 認 定	棄 却 四肢の感覚障害が 認められるものの 左右差があり、求 心性視野狭窄があ るとは言い難く、 小脳性運動失調、 中枢性眼球運動障 害等他の症候はい ずれも認められな い	審査請求人は、本渡市(当 時)で出生 昭和44年、天草郡(当時) に居住 平成2年以降、現在の天草 市に居住

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 の 趣 旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
4	神戸市長	兵庫県神戸市在住 37歳の男性	平.14.11.19 心停止と同時に気 管支ぜん息の重篤 な発作が起こった ため、蘇生に時間 がかかり低酸素脳 症に至ったもので あり、発作がなけ れば死亡に至らな かった可能性がある	平.15.4.14 (平.15.5.8) (平.15.7.4)	平.15.7.28	遺族補償一 時金の支給	棄 却 被認定者の心肺停 止は、致死性不整 脈等によるものと 考えられ、認定疾 病が心肺停止を惹 起し、あるいは低 酸素脳症の発症に 関与したとは認め られない。また、 認定疾病の病状が 急激に悪化して肺 炎を発症したとは 考えられない。加 えて処分庁が主治 医の意見を不当に 扱ったとは認め難 い	被認定者は、審査請求人の 父 昭和6年、神戸市で出生 昭和52年、気管支ぜん息と 認定（障害等級は3級） 昭和54年5月、障害等級は 級外 同年12月、3級に復帰、以 降死亡時まで3級 死亡年月は、平成14年11月 （享年71歳）
5	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	葬祭料の支 給	棄 却 同 上	同 上
6	兵庫県 尼崎市長	兵庫県尼崎市在住 57歳の女性	平.15.6.12 被認定者は、死亡 前1か月間の入院 中に胸の苦痛を訴 え、痰も自力で排 出できず、食べた 物をもどしたり、 酸素を付けても苦 しそうだった	平.15.12.26 (平.16.2.23) (平.16.7.3)	平.16.7.30	遺族補償一 時金の支給	棄 却 被認定者は、誤嚥 性肺炎又はこれに うっ血性心不全が 加わって急性呼吸 不全を来し死亡し たと認められる が、誤嚥性肺炎及 びうっ血性心不全 の発症に認定疾病 が関与したとは考 えにくい	被認定者は、審査請求人の 母 明治42年生まれ 昭和53年、当時の居住地で ある大阪府堺市で、慢性気 管支炎と認定 障害等級は、認定時から死 亡時まで3級 死亡年月は、平成15年5月 （享年93歳）
7	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	葬祭料の支 給	棄 却 同 上	同 上